

関係団体の意見について

国営土地改良事業等再評価実施要領 第5の1に基づき聴取した関係団体（沖縄県、伊江村）の意見は以下のとおり。

○沖縄県農林水産部長

平成26年度の再評価地区である国営かんがい排水事業伊江地区は、伊江村内の優良農地668haを受益地としており、農業に必要不可欠である安定的な農業用水源の確保を担う極めて重要な事業であります。

また、関連する末端畠地かんがい施設整備事業とともに、営農の安定、作物の增收・増益、農作業の効率化等が期待されております。

本事業は、地域農業全体がさらなる飛躍を遂げる上で、欠くことのできない事業として、受益農家の早期完了に寄せる期待はますます大きなものとなっております。

県としては、沖縄県の自立発展に向け、各種施策を積極的・総合的に講じるとともに、本地区についても関係機関と連携を図りつつ、関連事業の推進に当る所存でありますので、国におかれましては、本事業の積極的推進をお願いいたします。

○伊江村長

本村は農業が基幹産業であり、村振興の原動力と経済を担う源であります。

本事業によるかんがい用水の確保は、天候に左右されない足腰の強い農業を目指すうえで必要不可欠であり、併せて本事業の農業生産性の向上と農業の近代化及び農業経営の安定化に資する役割は、非常に大きいと考えております。

このため、地下ダム及び一連の用水施設の完成により効果の早期発現を望むもので

(参考)

国営土地改良事業等再評価実施要領

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、関係団体の意見を文書により聴取した上で、基礎資料を基に、対象事業の継続、事業計画の変更、対象事業の中止、関係団体への要請その他対象事業の効率的な実施のために執るべき措置等に關し、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、技術検討会へ再評価結果を諮問し、その意見を受ける。
- 3 事業管理委員会は、再評価結果に技術検討会の意見を付して、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 4 (略)

国営土地改良事業等再評価実施要領

第4 事業管理委員会及び技術検討会の設置

- 1 地方農政局長等は、対象事業の再評価を行うため、関係部課長をもって構成する国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国又は関係団体に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。